

新潟県なりわい再建支援事業 Q&A

※補助金には各種の手続きや制限があります※

- 私有財産については、天災が原因であっても自費による復旧が原則とされていますが、本事業は、地域の経済・雇用の早期の回復を図ることを目的として、特例的に措置されるものです。
- 税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(例)

- ・ 交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です。
- ・ 経理書類を整理いただいたうえで、事業完了後に検査を実施します。
- ・ 本事業で取得した施設や設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となり、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を納付いただく場合があります(処分とは、補助金で復旧や取得した施設や設備を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいいます)。

(令和8年2月27日更新)

【R6.4.17 更新】・ 10 ページ問 1 の回答：「小規模企業者」の定義を加筆

【R6.7.22 更新】・ 6 ページ問 9 の回答、14 ページ問 5、問 7 の回答、
15 ページ問 11 の回答：記載修正（趣旨の明確化）

【R6.10.2 更新】・ 5 ページ問 3 の回答、11 ページ問 7 の回答：記載修正（趣旨の明確化）

【R6.11.12 更新】・ 表紙：財産処分制限に関する記載の修正（内容の明確化）

・ 6 ページ問 7 の回答：記載修正（「施設の配置図」の削除）

・ 8 ページ問 18 の問い、9 ページ問 19 の問い：補助金名称の修正

・ 14 ページ問 5 の回答：記載修正（文言の統一）

【R7.2.20 更新】・ 5、26 ページ：令和 7 年度に交付決定を受けた際の事業完了年月日等に修正

【R8.2.27 更新】・ 5、26 ページ：令和 8 年度に交付決定を受けた際の事業完了年月日等に修正

目次

1 復興事業計画.....	5
（問1）復興事業計画とは何か。.....	5
2 なりわい再建支援補助金の内容（申請手続き関係）.....	5
（問1）どういう補助金か。.....	5
（問2）既に施設等を復旧したが、交付決定前に開始した復旧分は補助対象となるか。.....	5
（問3）補助金の対象となる復旧整備は、いつまでに完了する必要があるか。.....	5
（問4）補助金が支払われるまでにどのような手続きがあるか。.....	5
（問5）補助金の交付申請にはどのような添付書類が必要になるか。.....	6
（問6）被災状況の確認には、必ず「罹災証明書」が必要になるか。.....	6
（問7）災害の復旧に対する補助金交付申請時には必ず図面が必要か。.....	6
（問8）全ての被災状況について写真が必要か。.....	6
（問9）他の補助金との併用は可能か。.....	6
（問10）交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか。.....	7
（問11）なりわい再建支援補助金で復旧を行った施設・設備は、保険・共済に加入する必要はあるか。.....	7
（問12）補助金の交付対象である被災施設等を対象とする、保険・共済の付保割合の基準はなにか。.....	7
（問13）加入する保険（共済）の内容は。.....	7
（問14）補助対象物への保険加入について、小規模企業者は「推奨」となっているが、保険加入しなくてもよいか。.....	8
（問15）小規模企業者等、事業者規模の判断はいつの時点で行うか。.....	8
（問16）保険・共済への加入は、いつまでに加入する必要があるか。.....	8
（問17）保険・共済への加入を示す書類とはどのようなものか。.....	8
（問18）なりわい再建支援補助金の交付を受けるには、事業継続力強化計画等の策定は必要か。.....	8
（問19）なりわい再建支援補助金について、税法上の扱いはどうなるのか。.....	9
3 補助対象事業者.....	10
（問1）補助対象事業者の要件はあるか。.....	10
（問2）個人事業主は補助対象事業者となるか。.....	11
（問3）「大企業」及び「みなし大企業」は補助対象事業者となるか。.....	11
（問4）「みなし中堅企業」や「みなし大企業」の該当有無の判断について、出資状況等ほどの範囲まで確認すると良いか。.....	11
（問5）補助対象事業者について、地域や市町村などの限定はあるか。.....	11
（問6）補助対象事業者となるための要件は何か。.....	11
（問7）スナックは補助対象となるか。.....	11
（問8）法人が使用する施設の所有者がその法人代表者個人となっている場合、補助金の交付申請はどのように行うことになるか。.....	12
（問9）共有財産の申請方法について.....	12
（問10）相続が発生している施設の取扱いについて.....	12
（問11）所有者が行方不明で申請書を作成できない場合の取扱いについて.....	12
（問12）施設、設備の所有者以外が修繕等を行う場合、補助対象事業者となるか。.....	12
4 補助対象経費.....	13
（問1）補助対象経費の範囲はどうなるか。.....	13
（問2）補助対象とならない経費にはどのようなものがあるか。.....	13
（問3）補助金額に上限や下限はあるか。.....	13
（問4）補助率はどうなっているか。.....	13
（問5）施設・設備の規模が従前より大きくなってもよいか。.....	14
（問6）施設・設備の規模が従前よりも小さくなってもよいか。.....	14
（問7）施設の修繕ではなく、施設の建替は補助対象となるか。.....	14
（問8）施設の建替が可能な場合に移転しても補助対象となるか。.....	14
（問9）解体費用は補助の対象となるか。.....	15

(問 1 0)	施設等の建替の場合、設計費用も補助対象となるか。	15
(問 1 1)	設備の修繕・修理ではなく、設備の入替は補助対象となるか。	15
(問 1 2)	設備のみを事業の対象とすることはできるか。	15
(問 1 3)	土砂やがれきの撤去に要する費用は、補助対象となるか。	15
(問 1 4)	土地のかさ上げは補助対象となるか。	15
(問 1 5)	液状化被害がある場合の地盤改良に伴う費用は補助対象となるか。	16
(問 1 6)	耐震補強に係る費用は補助対象となるか。	16
(問 1 7)	土地の購入費は、補助対象となるか。	16
(問 1 8)	パソコンやルームエアコンのような電子機器や車両などは、補助対象となるか。	16
(問 1 9)	パソコン機器の復旧を行う際、被災前より OS がバージョンアップしたものを購入する場合、補助の対象となるか。	16
(問 2 0)	リース物件は、補助対象となるか。	16
(問 2 1)	消耗品は補助対象となるか。	17
(問 2 2)	器具や工具は補助対象となるか。	17
(問 2 3)	陳列されていた商品は、補助対象となるか。	17
(問 2 4)	従業員へ支払う給与は、補助対象となるか。	17
(問 2 5)	風評被害等による逸失利益は、補助対象となるか。	17
(問 2 6)	被災後、空き工場を借りて事業を再開したが、家賃は補助対象となるか。	17
(問 2 7)	工場が全壊の場合、建替をせず、中古物件を購入することは可能か。	17
(問 2 8)	保険の対象となった施設や設備は、補助対象となるか。	17
(問 2 9)	補助金交付時の消費税の取扱いは、どうなるか。	18
(問 3 0)	店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるか。	18
(問 3 1)	住居用の賃貸アパートが被災したが、補助対象となるか。	18
(問 3 2)	事業用の賃貸物件（テナント店舗、工場等）が被災したが、補助対象となるか。	18
(問 3 3)	駐車場は、補助対象となるか。	18
(問 3 4)	資産計上されていない施設、設備も補助対象となるか。	19
(問 3 5)	書類が流失し、資産計上されていたことが証明できない。	19
(問 3 6)	自社で実施する復旧工事経費は補助対象となるか。	19
(問 3 7)	車両は、補助対象となるか。	19
(問 3 8)	修理不能の車両の入替の場合、どのような手続きを取ればよいか。	19
(問 3 9)	車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるか。	19
(問 4 0)	割賦販売で購入した車について、所有者が販売会社の場合、補助対象となるか。	20
(問 4 1)	被災前に地下に設置していた電源設備を、地上階（1 階や 2 階）に設置する場合、補助の対象となるか。	20
(問 4 2)	福利厚生施設は補助対象となるか。	20
5	特定被災事業者（定額補助）について	21
(問 1)	定額補助とはなにか	21
(問 2)	特定被災事業者（定額補助）はどのような要件を満たせばよいか。	21
(問 3)	要件①の「新型コロナウイルス感染症（令和 2 年 1 月 2 8 日政令第 1 1 号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者」とは具体的にどのような事業者を指すか。	21
(問 4)	問 2 の②～④「過去数年以内に発生した災害」はどのような災害を指すか。	22
(問 5)	要件②の「過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者」とは具体的にどのような事業者を指すか。	22
(問 6)	要件③アの売上高比較は具体的にどのように行うのか。	22
(問 7)	要件④の「過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者」とは。	22
(問 8)	過去数年以内に発生した災害時の債務をその後、新型コロナウイルス感染症などの名目で借り換えを行っている場合も対象となるか。	22
6	新分野事業について	23
(問 1)	新分野事業とは、どういうものか。	23
(問 2)	新分野事業を行うための要件はなにか。	23
(問 3)	「認定経営革新等支援機関」とはどういう機関か。	23

(問 4) 新分野事業の場合、補助額に上限はあるか。	23
(問 5) 新分野事業の例はどのようなものがあるか	23
(問 6) 新分野事業の例「生産効率向上のための設備導入」はどのような取組みか。	24
(問 7) 新分野事業の例「従業員確保のための宿舍整備」はどのような取組みか。	24
7 補助金の変更交付申請について	25
(問 1) どのような場合に変更交付申請が必要か。	25
(問 2) 交付申請時の見積事業者と実際の施工事業者が変わっても良いか。	25
(問 3) 設備の入替を行う場合に交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。	25
8 実績報告について	26
(問 1) 実績報告書はいつ提出するか。	26
(問 2) 実際に補助事業に要した経費が交付決定額を上回った場合は、補助金は増額になるか.....	26
(問 3) 発注書や工事契約書は全て提出が必要か。	26
(問 4) 概算払いを希望しているがどのような手続きが必要か。	26
(問 5) 実績報告書を提出してからどのくらいで補助金が支払われるか。	26

1 復興事業計画

(問1) 復興事業計画とは何か。

- 令和6年能登半島地震により被災された中小企業者等の皆様の施設・設備の復旧・整備等を支援するにあたり、県が作成する事業計画です。
- 県は復興事業計画の作成にあたり復旧事業が必要な中小企業者等を公募しますので、この補助金の交付を受けるためには、中小企業等の皆様は補助金の交付申請をする必要があります。

2 なりわい再建支援補助金の内容（申請手続き関係）

(問1) どういう補助金か。

- 令和6年能登半島地震により被災された中小企業者等の皆様の施設・設備の復旧整備を支援するため、復旧経費の一部を補助するものです。したがって、原状回復(被災前の状態に戻す)に要する費用に対する補助を基本とするため、その対象経費は修繕費(修理費)を原則としています。
- なお、補助金申請ができるのは、復旧を図る施設・設備の所有者となります。

(問2) 既に施設等を復旧したが、交付決定前に開始した復旧分は補助対象となるか。

- 令和6年能登半島地震が発生した令和6年1月1日に遡って、補助金の対象となる経費を判定することになります。
- 写真や書類等によって被災の事実が確認可能で、かつ、復旧の内容が適正であると認められる場合は補助対象となります。

(問3) 補助金の対象となる復旧整備は、いつまでに完了する必要があるか。

- 令和8年度に交付決定を受けたものについては、令和9年1月31日までに復旧整備事業を完了する(支払いを含む)必要があります。
- また、事業完了の日から起算して30日以内又は令和9年2月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を県に提出する必要があります。

(問4) 補助金が支払われるまでにどのような手続きがあるか。

- 補助金が支払われるまでの手続きは次の手順となります。
 - ①補助金の交付申請 (各事業者→県)
 - ②交付決定の通知 (県→各事業者)
 - ③復旧工事の着手 (各事業者)
 - ④復旧工事及び支払の完了 (各事業者)
 - ⑤実績報告書の提出 (各事業者→県)
 - ⑥審査・現地確認 (県)
 - ⑦補助金の額の確定通知 (県→各事業者)
 - ⑧補助金の支払い (県→各事業者)

③については、交付決定前に着手した経費も補助対象となる場合があります(事前着手)。

- 上記のとおり、工事代金を支払った後に実績に応じて補助金が支払われますので、補助事業の実施にあたって資金計画など十分な検討を行ってください。

(問5) 補助金の交付申請にはどのような添付書類が必要になるか。

- 交付申請には、被災したことを証明する書類(罹災(被災届出)証明書等)や写真、被災時に事業用資産として計上していたことが分かる書類(固定資産台帳等)、復旧工事の見積書などが必要になります。
- 詳しくは、新潟県のホームページで「交付申請書類チェックリスト」をご確認ください。

(問6) 被災状況の確認には、必ず「罹災証明書」が必要になるか。

- 市町村が事業用の建物・設備について、罹災(被災届出)証明書(被災の程度の記載がないものを含む)を発行している場合は、罹災(被災届出)証明書の写しの提出が必要です。
- 罹災(被災届出)証明書が提出できない場合は、補助金交付申請時に「罹災(被災届出)証明書が提出できない理由書」及び「令和6年能登半島地震による被災を証する書類」の提出してください。

(問7) 災害の復旧に対する補助金交付申請時には必ず図面が必要か。

- 施設を復旧する場合は、被災施設の被災箇所及び修繕箇所を明示した各階の平面図(全てのフロア)が必要です。外壁を修繕する場合には、被災箇所及び修繕箇所を明示した立面図も必要です。また、施設の建替の場合には、被災施設と新施設の双方の図面が必要です。
- 既存の図面がない場合には、簡単な図面で結構ですので、各階の間取りや用途、面積が分かるように図面を作成し、提出してください。
- 修繕箇所の明示にあたっては、見積項目と突合できるように、見積書の整理番号と見積項目を可能な限り図面上に記載してください。
- 修繕工事が広範囲に及ぶなど、全ての見積項目を図面に記載することが難しい場合には、主な工事内容(工事費が高い項目や建築附属設備の入替)を記載してください。
- 外構の修繕工事がある場合は、配置図等に被災箇所及び修繕箇所を明示してください。

(問8) 全ての被災状況について写真が必要か。

- 原則として、修繕等を行う被災箇所の全ての写真が必要です。写真の提出にあたっては、見積項目にあがっている修繕内容ごとに被災状況を写真で確認できるようにしてください。
- 壁のクラック(ひび割れ)など、施設全体に及んでいる場合には、全景と主な被災箇所の写真で結構です。(ひび割れ一つ一つ全ての写真が必要ということではありません。)
- 被災状況が分かる写真を提出できない場合には、現状の写真に被災状況を補足するなどして被災状況が分かるように整理して提出してください。
※実績報告において、復旧前・復旧後の写真を提出する必要があります。
- 写真の提出にあたっては、施設・設備ごとに整理し、施設・設備の名称(整理番号等含む)や撮影場所、被災状況を必ず記載してください。また、写真には番号を付し、図面上に写真番号を記載してください。

(問9) 他の補助金との併用は可能か。

- なりわい再建支援補助金と補助目的及び補助対象経費が同一の場合、国・県の他の補助金と併用することはできません。

(問10) 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか。

- 実績報告時に報告してください。実績報告時に補助金額を調整します。
- また、補助金受給後に受領する保険金額が判明した場合は、県にご相談ください。
- なお、保険金を受領しているにもかかわらず、虚偽の申請を行い、補助金を不正に受給したことが発覚した場合は、交付決定を取り消し、交付した補助金額を返還していただいたうえで、加算金を徴収することになります。

(問11) なりわい再建支援補助金で復旧を行った施設・設備は、保険・共済に加入する必要があるか。

- なりわい再建支援補助金で復旧を行った施設・設備は、「自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済」に加入する必要があります。
- 加入する保険の付保割合が、事業規模に応じて、以下のとおり定められています。
 - (1) 小規模企業者: 加入推奨(推奨付保割合30%以上) ⇒ 問15をご参照ください
 - (2) 中小企業者等: 30%以上(必須)
 - (3) 中堅企業 : 40%以上(必須)
- ※小規模企業者: 中小企業基本法第2条第5項に規定する者を示します。
従業員20人以下(商業(卸売業・小売業)・サービス業は5人以下)
- これは、今後、規模を問わず発生する災害に対する自助の取組を促すものであり、保険・共済への加入に加え、例えば、事業継続力強化計画の策定など、防災・減災に資する取組を普段から実施頂くことが重要です。
- なお、事業者の規模、経営状況、事業内容などにより、優先して対策を講じるべきリスクは異なることから、地震に起因する災害への保険・共済に限らず、自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済に加入していただくものです。

(問12) 補助金の交付対象である被災施設等を対象とする、保険・共済の付保割合の基準はなにか。

- 付保割合は、保険金額ベースでの割合であり、施設・設備数ベースではありません。
- また、割合の基準は、補助対象経費部分のみではなく、補助対象物全体に対してです。
- 加えて、補助事業の内容が施設または設備の修繕であっても、施設・設備ともに再取得価格に対して、付保割合を満たす保険・共済への加入が必要となります。

(問13) 加入する保険(共済)の内容は。

- 加入する保険の種類は、『時価』型(※1)は、規定する付保割合を保証できないため不可です。一方で、『新価(再調達価格)』型(※2)の保険であれば、受取保険金額の設定が連動(比例型)(※3)でも、定額型(限度額設定型)(※4)でも可とします。

(※1)時価型: 同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から「経過年数による価値の減少と使用による消耗分」を差し引いた金額を対象とする保険

(※2)新価(再調達価格)型: 同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額を対象とする保険

(※3)連動(比例)型: 損害額に応じた保険金が支払われるもの。

(※4)定額型(限度額設定型): 実際の損害額とは無関係に、契約時に取り決めた金額を保険金として支払われるもの。

(問14) 補助対象物への保険加入について、小規模企業者は「推奨」となっているが、保険加入しなくてもよいか。

○ 小規模企業者については、補助対象物への保険加入は義務ではありません。しかしながら、令和6年能登半島地震で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に代わる取組を実施する必要があります。

(例:BCP計画策定、事業継続力強化計画策定、ハザードマップ確認等リスク把握、契約書・顧客情報等バックアップ(クラウド化)、非常時連絡先作成・周知、非常時備品等リスト化及び配置、災害訓練・教育など)

(問15) 小規模企業者等、事業者規模の判断はいつの時点で行うか。

○ 事業者規模の判断は、補助金の補助率と同様に、発災時、補助金申請時点、補助事業完了時点で判断します。

○ 変動が生じる場合には、県にご相談ください。

- ① すべての時点で、小規模企業者であれば ⇒ 小規模企業者
- ② すべての時点で、中小企業者(①を除く)であれば ⇒ 中小企業者
- ③ いずれかの時点で中小企業以外となった場合 ⇒ 中小企業者以外

(問16) 保険・共済への加入は、いつまでに加入する必要があるか。

○ 実績報告時に、保険・共済への加入を示す書類を提出していただきますので、それまでに加入する必要があります。

○ 小規模企業者で、保険・共済に加入しない場合は、実績報告時に保険・共済加入に代わる取組について報告する必要があります。 ※問15をご参照ください

(問17) 保険・共済への加入を示す書類とはどのようなものか。

○ 今回補助を受ける施設・設備に対する「自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済」に加入したことを示す契約書(写)、保険証書(写)等を提出してください。

○ 補助対象外経費の施設・設備との一体契約の場合は、必要カバー率を満たすことを示す内訳等を併せて提出してください。

(問18) なりわい再建支援補助金の交付を受けるには、事業継続力強化計画等の策定は必要か。

○ 自助による事業継続、災害への備えを促進する観点から、事業完了までに事業継続力強化計画等の策定又は策定予定であることを確認いたします。

○ なお、中小企業強靱化法に基づく、事業継続力強化計画に限らず、企業独自で策定するBCP計画でも可とします。

(問19) なりわい再建支援補助金について、税法上の扱いはどうなるのか。

- 国税庁のホームページによれば、国庫補助金等を受け取ったときの取扱いについては、以下のとおりです。

(国税庁HP引用)

固定資産の取得や改良に充てるために国または地方公共団体の補助金や給付金など(以下「国庫補助金等」といいます。)の交付を受け、その国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得や改良をした場合には、確定申告書に一定の事項を記載することを条件として、国庫補助金等のうち、その固定資産の取得や改良に充てた部分の金額に相当する金額を総収入金額に算入しないこととされています。

<<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2202.htm>>

- なりわい再建支援補助金についても、他の補助金と同様の取扱いとなります。具体的な経理処理については、税理士等にご相談ください。

3 補助対象事業者

(問1) 補助対象事業者の要件はあるか。

- 要件は次のとおりです。
- ① 中小企業者
 - ② 中堅企業及びみなし中堅企業等

上記①の「中小企業者」の定義(中小企業支援法及び同法施行令)

1 会社及び個人

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他業種	300人以下又は3億円以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下又は3億円以下
旅館業	200人以下又は5,000万円以下

- 2 中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会)
- 3 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が「1 会社及び個人」に該当するもの(農業協同組合、漁業協同組合、商店街振興組合等)
- 4 士業法人(弁護士法人、監査法人、税理法人等)

「小規模企業者」の定義(中小企業基本法)

上記①の「中小企業者」のうち、以下の要件に該当する者を「小規模企業者」と言います。

業種	従業員規模
卸売業・小売業・サービス業	5人以下
その他業種	20人以下

※ 「中小企業者」及び「小規模企業者」の定義における従業員数は、「常時使用する従業員」の人数を言います。①会社役員及び個人事業主、②日雇い者、③2か月以内の有期雇用者、④4か月以内の季節的業務の有期雇用者、⑤試用期間中の者は、「常時使用する従業員」に該当しません。

上記②の「中堅企業」の定義

: 中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

上記②の「みなし中堅企業」の定義

: 中小企業者のうち、以下のいずれかに該当する事業者

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の中堅企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の中堅企業が所有している中小企業者
- (3) 中堅企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

【参考①】「大企業」の定義

:資本金又は出資金が10億円以上の事業者

【参考②】「みなし大企業」の定義

:中小企業者のうち、以下のいずれかに該当する事業者

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

(問2) 個人事業主は補助対象事業者となるか。

- 農家や漁業者、開業医など、業種や職種を問わず、個人事業主も補助対象となります。

(問3) 「大企業」及び「みなし大企業」は補助対象事業者となるか。

- 大企業及びみなし大企業は、なりわい再建支援補助金の補助対象事業者にはなりません。

(問4) 「みなし中堅企業」や「みなし大企業」の該当有無の判断について、出資状況等ほどの範囲まで確認すると良いか。

- 親子関係までを確認します。(孫企業までは及ばないものとします。)

(問5) 補助対象事業者について、地域や市町村などの限定はあるか。

- 令和6年能登半島地震で被災された新潟県内の事業所であれば、地域や市町村での限定はなく、県下全域が対象となります。
- なお、本社の所在は問いません。

(問6) 補助対象事業者となるための要件は何か。

- 次の方は補助対象事業者にはなりませんので、ご注意ください。
 - ・暴力団又は暴力団員等に該当する者
 - ・特定の風俗営業事業者
 - ・県税に未納がある者

【参考】 補助対象事業者とならない「特定の風俗営業事業者」の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(以下、「風営法」という。)」第2条に規定する、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧

- 風俗営業(第1項)
 - (例)パチンコ、麻雀等
 - ※ただし、第1号の一部(料理店)及び第5号(ゲームセンター)は補助対象。
- 性風俗関連特殊営業(第5項)
 - (例)ラブホテル、アダルトショップ等

(問7) スナックは補助対象となるか。

- 風営法第2条第1項第1号(社交飲食店)に掲げる営業を目的とした風俗営業対象事業者は、なりわい再建支援補助金の補助対象外となりますが、風営法にはスナックの定義はありません。

- スナックは主に以下に分類され、①に該当しなければ補助対象になります。
 - ① 風営法第2条第1項第1号許可対象事業者(社交飲食店)
 - ② 風営法第2条第1項第1号許可対象事業者(料理店)
 - ③ 風営法第33条届出事業者(深夜酒類提供飲食店営業)
 - ④ 風営法関連の申請・届出を行っていない事業者(食品衛生法上の許可等が必要)

(問 8) 法人が使用する施設の所有者がその法人代表者個人となっている場合、補助金の交付申請はどのように行うことになるか。

- 補助金の交付申請を行うことができるのは、所有者に限られます。このため、代表者個人が所有する施設を復旧する場合は、代表者個人が申請を行うことになります。
- この場合、賃貸借契約書や使用貸借契約書等により、代表者個人と当該法人との貸付関係が確認できる資料の提出が必要です。

(問 9) 共有財産の申請方法について

- 共有財産に係る補助金交付申請は、共有者の代表者が申請を行うことが可能です。この場合、代表者は、共有者全員から代表して申請を行うことの同意書、共有者全員の納税証明書、及び共有者が法人の場合は現在事項証明書(商業登記)、個人にあっては住民票抄本が必要となります。
- なお、共有財産に係る補助率は、共有者の持分毎に共有者の事業者区分に応じて決定します。

(問 10) 相続が発生している施設の取扱いについて

- 相続が発生している施設について、相続人が確定していても、その相続登記がなされていない場合は、所有者が特定できない状態であるため、補助金の交付ができません。相続登記した後に、補助金申請の手続きを行ってください。
- なお、全ての関係者が合意したうえで、法定相続の持分により登記がなされた場合は、「3の問9」の共有財産と同様に扱います。

(問 11) 所有者が行方不明で申請書を作成できない場合の取扱いについて

- 所有者が行方不明のため申請書が作成できない場合は、不在者財産管理人を選定いただくか、所有者の法定相続人の代表者が他の法定相続人の同意書(共有者の代表として申請を行うこと。)を取得したうえで申請してください。

(問 12) 施設、設備の所有者以外が修繕等を行う場合、補助対象事業者となるか。

- 補助対象事業者は、必ず所有者となります。このため、所有者以外の者が修繕等を行った場合は、原則として、所有者がその修繕等の費用を、修繕等を行った者に対して支払った場合に、所有者に対して補助金を支払うことになります。

4 補助対象経費

(問1) 補助対象経費の範囲はどうか。

- 令和6年能登半島地震で損傷し、継続使用が困難となった施設・設備の復旧に要する経費で、復興事業計画に基づき事業を行うために必要不可欠な、次の施設・設備が対象となります。

区分	内容
施設	事務所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他当該補助事業の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設 ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。建替・移転には、原則、全壊又は大規模半壊判定の罹災証明書が必要です。
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、資産として計上するもの ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。入替の場合は、入替設備が同等品であることの確認書等が必要です。

※ 上記の「施設」及び「設備」の復旧整備等の内容によっては、移転設置費、取り壊し・撤去費、整地・排土費も補助対象となります。

(問2) 補助対象とならない経費にはどのようなものがあるか。

- 補助対象となる経費は、事業者自らが保有(資産計上)している施設・設備の復旧に要する工事費等のため、被災状況調査等の事前調査や事前の点検費用は対象となりません。
- また、仮設店舗や応急処置など、仮復旧費は対象となりません。

(問3) 補助金額に上限や下限はあるか。

- 補助金額の上限は、1事業者3億円です。なお下限額はありません。
- 複数の事業所が被災した場合であっても、3億円が上限となります。
- なお、被災4県(石川、富山、福井、新潟)のうち2県に被災施設等を有する事業者については、被災施設等が所在するそれぞれの県に対して補助金を申請する必要がありますが、上限額の考え方は以下のとおりです。

< 例: 石川県と新潟県にそれぞれ被災施設等を有する場合 >

- i 新潟県における上限額は3億円。
- ii 石川県における上限額は、i における補助金額と合わせて、15億円。

※3県以上に被災施設等を有する場合は、個別にご相談ください。

(問4) 補助率はどうなっているか。

- 中小企業者は、補助対象経費の3/4以内、中堅企業とみなし中堅企業は、1/2以内となります。

(問5) 施設・設備の規模が従前より大きくなってもよいか。

○ 施設・設備の復旧に当たり、原状回復に要する費用を上限として、原状回復を超える防災・減災に資する改良(補強)や性能向上に資する機能付加・拡充を図ることも可能です。この場合、補助対象経費は原状回復に必要な経費が上限となりますので、実際の工事等とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要となります。

＜原状回復を超える性能アップの事例＞

①修繕に伴い新たな機能を追加するケース

・一部手動で行う半自動の生産設備が被災し、修繕を行うことになったが、一部手動で行う部分に自動化機能を付加し、修繕と共に性能アップを行う場合。

②同一目的、同種の施設・設備であるが、より性能が高いものを選択するケース

・パン焼き機(設備)が全損したため、同時間でより多くのパンが焼ける機械に入れ替えることで、同時に性能アップを行う場合。(入れ替えの前後であってもパン焼き機(設備)であることや用途は変わらない。例えば、パン焼き機(設備)を食洗器(設備)のように別の設備に変えるケースはNG)

・事務所を所有していたが、全壊し、より多くの人材を確保する観点から、倍の広さの事務所に建て替える場合。(建て替えの前後であっても事務所(施設)であることは変わらない。例えば、事務所を介護施設に変えるケースはNG)

※新分野事業としての実施を否定するものではありません

○ 原状回復を超える性能アップとは、元の設備・施設の機能付加・拡充を図る場合を指します。この場合以外でも、複数の施設・設備を統廃合し、生産効率向上を図る場合は新分野事業であれば、認められる可能性があります。

(問6) 施設・設備の規模が従前よりも小さくなってもよいか。

○ 施設・設備等の復旧に際して、従前施設・設備よりも同等以下(規模縮小)とすることは可能です。震災後の事業環境等を考慮のうえ、事業の継続や売上の回復等のために最も適切な復旧計画としてください。

(問7) 施設の修繕ではなく、施設の建替は補助対象となるか。

○ 市町村が発行する「罹災証明」、又は、罹災証明の添付がない場合等に提出する「令和6年能登半島地震による被災を証する書類(県ホームページに掲載)」において、『全壊』又は『大規模半壊』と判定された場合には、原状回復として建替ができます。また、建替の際に、原状回復に要する費用を上限として、原状回復を超える性能向上に資する機能付加・拡充を図ることも可能です。

○ 半壊など修繕が可能な場合でも、修繕による原状回復費用を上限として、建替ができます。また、原状回復に要する費用を上限として、原状回復を超える性能向上に資する機能付加・拡充を図ることも可能です。この場合、補助対象経費は原状回復に必要な経費が上限となりますので、実際に行う工事等とは別に、原状回復工事の見積書の提出が必要となります。

(問8) 施設の建替が可能な場合に移転しても補助対象となるか。

○ 復旧費の補助金であるため、現地建替(原状回復)が原則です。

○ 移転を伴う場合には、移転前の建物の解体費用等は補助対象とならないなど補助対象経費が現地建替と異なる場合がありますので、移転を検討される場合には県にご相談ください。

※ 建替での移転が補助対象となるのは、河川の拡幅工事による立ち退きや、市町村による集団移転計画、液状化に伴う建築制限、ハザードマップによる災害想定地域以外への移転など、事業者の責めに帰さない他律的な要因や合理的な理由により、現地での復旧が困難な場合です。

※ なお、移転が認められるのは、新潟県内においてです。

(問 9) 解体費用は補助の対象となるか。

- 現地建替を行う場合には施設の復旧に付随する費用として、従前施設の解体費用は補助の対象となります。
- 復旧費の補助金であるため、現地建替ではなく移転建替を行う場合には、原則として、従前施設及び移転先の場所にあった施設の解体費用は補助の対象となりません。ただし、隣接する場所で施設を復旧するために、従前施設の解体が必要不可欠な場合には、解体費用が補助対象となることもありますので、県にご相談ください。

(問 10) 施設等の建替の場合、設計費用も補助対象となるか。

- 実際の建築工事等に必要な設計費用は補助の対象となります。
- ただし、見積徴取のための経費や設計の前提となる耐震診断費用は補助対象となりません。

(問 11) 設備の修繕・修理ではなく、設備の入替は補助対象となるか。

- 設備メーカー等により、「修繕(修理)不能である証明書(県様式)」がある場合は、原状回復として入替ができます。この場合、従前設備と同等若しくは同等以下の設備であることを証した書類「設備比較証明書(県ホームページに掲載)」の提出も必要となります。また、入替の際に、原状回復に要する費用を上限として、原状回復を超える性能向上に資する機能付加・拡充を図ることも可能です。
- 修繕が可能な場合であっても、修繕による原状回復に要する費用を上限として、設備の入替ができます。また、原状回復に要する費用を上限として、原状回復を超える性能向上に資する機能付加・拡充を図ることも可能です。この場合、補助対象経費は原状回復に必要な経費が上限となりますので、実際の工事等とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要となります。

(問 12) 設備のみを事業の対象とすることはできるか。

- 設備のみ又は施設のみを補助対象とすることも可能です。

(問 13) 土砂やがれきの撤去に要する費用は、補助対象となるか。

- がれき(土砂)の撤去のみを補助対象とすることはできません。ただし、土砂を撤去した場所において事業活動を再開する場合、土砂を撤去しないと事業再開ができない場合など、被災した施設・設備の修繕又は入替に必要な場合に限り、付随する費用として補助対象となります。

(問 14) 土地のかさ上げは補助対象となるか。

- なりわい再建支援補助金は、施設・設備の復旧費用を補助対象としているため、かさ上げ等の土地の造成に要する費用については対象となりません。
- 同様に、防災のための新たな整備等も対象となりません。

(問 15) 液状化被害がある場合の地盤改良に伴う費用は補助対象となるか。

○ 震災前の地盤や土壌の状態より改良する地盤改良、土壌改良に関する費用は補助対象外となります。ただし、地震により地盤や土壌に被害があり、建物等の復旧工事に必要な範囲内において、震災前の地盤や土壌の状態に戻すために行う地盤改良、土壌改良については補助対象となります。

(問 16) 耐震補強に係る費用は補助対象となるか。

○ 建替や大規模修繕など、施設の復旧にあたって建築基準法等の現行基準を満たす必要があり、その基準を満たすための最低限の補強費用については、原状回復に必要な経費として認められます。

○ 原状回復を超えて、防災や減災に資する改良や補強を行うことも可能ですが、補助対象経費は原状回復に必要な経費が上限となります。この場合、原則として、実際の工事とは別に、原状回復工事の見積書の提出が必要となります。

(問 17) 土地の購入費は、補助対象となるか。

○ 土地の購入費は、補助対象とはなりません。

(問 18) パソコンやルームエアコンのような電子機器や車両などは、補助対象となるか。

○ 資産計上されない備品・什器は原則として補助対象となりませんが、パソコンやルームエアコンのような電子機器や車両などについては、資産計上されており、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがありますので、個別にご相談ください。

○ なお、ソフトウェアについては、原則として補助対象とはなりません。

○ また、業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金の返還が求められます。

(問 19) パソコン機器の復旧を行う際、被災前よりOSがバージョンアップしたものを購入する場合、補助の対象となるか。

○ まず、パソコン機器については、資産計上されており、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがありますが、業務外利用の可能性のあるものについては、補助対象となりません。

○ 本事業は、原状回復に要する費用に対する助成を基本とするものであり、その「原状回復」とは、「設備等を調達した当時に期待されていた機能の回復」と整理しています。

○ 被災したパソコンを調達した当時から技術や市場の変化がある場合に、現時点の技術や市場に照らして同等であり、例えばバージョンアップしたものが一般的であるといえるような場合、原状回復として整理し、補助対象となることがあります。

(問 20) リース物件は、補助対象となるか。

○ リース物件が使用者(「①中小企業者」及び「②中堅企業及びみなし中堅企業等」)の事業継続に必要不可欠と判断される場合は、補助対象となります。

○ この場合、リース事業者(所有者)が補助金の交付申請を行う必要があります。

(問 2 1) 消耗品は補助対象となるか。

- 消耗品は、補助の対象となりません。

(問 2 2) 器具や工具は補助対象となるか。

- 被災した器具や工具が資産計上されており、業務用のみに使用していたものであれば補助対象とすることができる場合があります。なお、汎用性のある器具や工具の場合は、上記であっても対象とならない場合もありますので、県にご相談ください。

(問 2 3) 陳列されていた商品は、補助対象となるか。

- 陳列されていた商品や在庫品、仕掛かり品や原材料などは補助対象とはなりません。

(問 2 4) 従業員へ支払う給与は、補助対象となるか。

- 給与は、補助対象とはなりません。

(問 2 5) 風評被害等による逸失利益は、補助対象となるか。

- なりわい再建支援補助金は、施設・設備等の直接被害を補助対象としており、逸失利益のような間接被害は補助対象とはなりません。
- 持続化補助金等を活用した販路開拓等をご検討ください。

(問 2 6) 被災後、空き工場を借りて事業を再開したが、家賃は補助対象となるか。

- 家賃は、補助対象とはなりません。

(問 2 7) 工場が全壊の場合、建替をせず、中古物件を購入することは可能か。

- 建替が可能な場合には、建替に代えて中古物件を購入することは可能です。ただし、この場合には、建替を行う場合と補助対象経費が異なりますので、中古物件の購入を検討される場合には県にご相談ください。
- また、土地代金は対象となりませんので、土地代金と建物代金が区分された売買契約書等が必要となります。
 - ※ 購入した中古物件が、被災した建物の面積を上回る場合、面積按分により、従前施設の面積分が補助対象となります。
 - ※ 移転建替と同様に、従前施設の解体費用は補助の対象となりません。

(問 2 8) 保険の対象となった施設や設備は、補助対象となるか。

- 保険・共済等の補償対象となっている施設・設備も補助対象となります。
- 受取保険・共済金がある場合は、まず、自己負担額(※保険・共済の対象である施設・設備の復旧に係る補助対象経費の1/4(中小企業者)又は1/2(中堅企業・みなし中堅企業))に充当し、自己負担額を超える保険・共済金がある場合は、超える部分の保険・共済金額の1/2を補助金額から控除します。
- 被災した施設及び設備ごとに保険・共済金額を控除する必要がありますので、受領内容を確認できる資料を提出いただく必要があります。
- なお、被災により保険・共済金が請求できるにもかかわらず、請求を行わない場合は、当該物件について、補助金を申請することはできません。

(問 29) 補助金交付時の消費税の取扱いは、どうなるか。

- 消費税分は、補助対象とはなりません。補助金交付申請は、消費税を除いた金額で申請してください。
- また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

(問 30) 店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるか。

- 復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみが補助対象となります(面積按分)。補助対象部分は、利用状況、図面等により特定します。
- また、復旧に要する見積金額を「事業用のみの事業費」「非事業用のみの事業費」「全体影響事業費」に区分し、事業用面積比率や対象外店舗の減額率を乗じて補助対象経費を算出します。
- なお、区分ごとの計上は次のとおりとなります。
 - 「事業用のみの事業費」
店舗等の事業用部分にかかる内装工事費用(床、内壁、天井等)
 - 「非事業用のみの事業費」
住居部分等の非事業用部分の内装工事費用(床・内壁・天井等)や住宅設備費用(キッチン・ユニットバス等)
 - 「全体影響事業費」
区分できない費用(基礎・躯体・屋根・外壁等)

(問 31) 住居用の賃貸アパートが被災したが、補助対象となるか。

- 住居用の賃貸アパートや賃貸マンションは補助対象とはなりません。
※ なりわい再建支援補助金では、販売目的の商品を補助対象外としており、同様に、賃貸目的の施設は原則として補助対象外としています。

(問 32) 事業用の賃貸物件(テナント店舗、工場等)が被災したが、補助対象となるか。

- 貸付物件は原則として補助対象となりません。ただし、被災時に「①中小企業者」、「②中堅企業及びみなし中堅企業等」の事業用として貸付していた店舗・工場等で、①～②の事業者が当該貸付物件を復旧後も継続して事業の用に供する場合には例外的に補助対象となります。
- 使用者である①～②の事業者(借主)が被災当時の使用者から使用者が入れ替わった場合、又は、使用者が大企業や特定の風俗営業事業者である場合は、当該使用者が使用する部分は、面積按分により補助対象から除外されます。

(問 33) 駐車場は、補助対象となるか。

- 駐車場は、事業用資産として計上しており、事業継続に必要な不可欠な場合には、補助の対象となります。
- また、月極駐車場や時間貸しの駐車場については、賃貸物件となるため、補助の対象ではありません。

(問 3 4) 資産計上されていない施設、設備も補助対象となるか。

- 資産計上されない施設・設備は原則として補助対象となりません。ただし、資産計上されていない施設や設備であっても、売買契約書、購入業者やメンテナンス業者からの証明等(第三者による客観的な証明ができるもの)により、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助の対象となる場合があります。
- 資産計上されていない施設や設備がある場合は、個別にご相談ください。
- なお、補助金により復旧した施設・設備については、原則として、資産計上していただく必要があります。

(問 3 5) 書類が流失し、資産計上されていたことが証明できない。

- 原則、資産計上され、所有していたことを確認する必要があります。償却資産台帳については、所管する税務署又は担当税理士等に相談してください。なお、取得できない場合は、個別に県へ相談してください。

(問 3 6) 自社で実施する復旧工事経費は補助対象となるか。

- 自社で復旧工事を行う場合にも補助の対象となりますが、補助対象経費から申請者自身の利益を除く必要があります。したがって、自社復旧の場合に対象となる経費は、材料費等の実費のみとなり、人件費等は含みません。
- 調達した資材等については、原価証明書等により調達原価であることを証明する必要があります。

(問 3 7) 車両は、補助対象となるか。

- 資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なもの(企業名が車体に印刷されている等)については、補助対象となることがあります。(非事業用との按分による資産計上をされている場合は、対象となりません。)
- ただし、業務外利用の可能性のあるものについては、補助対象となりません。
- また、業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金の返還が求められます。

(問 3 8) 修理不能の車両の入替の場合、どのような手続きを取ればよいか。

- 車両の入替の場合は、当該車両が修理不能であることの証明書(県ホームページに様式掲載)の取得、及び自動車登録について「永久抹消」の手続きを行う必要があります。
- すでに処分等を行っている場合は、処分先に永久抹消の手続きを依頼してください。なお、協力が得られなかった場合は、これまでの経緯が分かる資料、関係書類などを用意のうえ、県にご相談ください。

(問 3 9) 車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるか。

- 被災前の車両に装備されており、業務で使用されるものについては補助対象となります。
- ※自動ブレーキの標準化など、車両の主流の変化や、メーカーの違いにより同一の設定がない、等の事情により一部の機能・性能が上がってしまうようなケースについては、「設備比較証明書」等により総合的に同程度の水準と判断されれば補助対象となる場合があります。

(問40) 割賦販売で購入した車について、所有者が販売会社の場合、補助対象となるか。

- 割賦販売で購入した物件が被災した使用者の事業継続に必要不可欠と判断される場合は、補助対象となります。
- この場合において、所有者が補助金の交付申請を行う必要があります。
- ※ 割賦販売で購入した物件について、その使用者(所有者でない者)が補助金交付申請をすることはできません。

(問41) 被災前に地下に設置していた電源設備を、地上階(1階や2階)に設置する場合、補助の対象となるか。

- 本事業は、原状回復を基本とするものであり、その「原状回復」とは、「設備等を調達した当時に期待されていた機能の回復」と整理しています。その「原状回復」には、調達した当時には予見できなかった「欠陥」や「瑕疵」からの回復も含むと考えています。
- 被災前と同様に施設の地下に電源設備を設置すると、災害が発生する都度設備が故障することとなり期待されていた機能が発揮されない場合には、質問のような事例も、原状回復として整理します。
- なお、補助対象経費となるのは、ご質問のような事例では電源設備の調達等にかかる費用であり、地上階への運搬及び床の補強等の追加的にかかる費用は補助対象経費外となります。
- また、令和6年能登半島地震前に所有していた施設・設備を原状回復するための工事(以下「原状回復工事」という)に必要な経費と実際の工事に必要な経費を比較して、低い方の経費に補助率を乗じた額が上限となります。この場合、実際の工事とは別に、原状回復工事の見積書の提出が必要です。

(問42) 福利厚生施設は補助対象となるか。

- 福利厚生施設が事業用資産として資産計上されており、事業継続に必要不可欠な場合は補助対象となります。

5 特定被災事業者（定額補助）について

定額補助とは、補助上限額3億円の内数において、一定の条件のもとに1億円を上限として、補助対象経費の全額について、補助金を交付するものです。

定額補助要件の詳細は「定額補助要件確認様式」及び「なりわい再建支援補助金定額補助交付申請マニュアル」をご確認ください。

（問1）定額補助とはなにか

- 補助対象者が特定被災事業者該当する場合、1億円を上限に補助対象経費の全額を補助金額とすることができます。
- 補助金額が1億円を超える場合、超えた分の補助率は、中小企業者は3/4以内、中堅企業は1/2以内となります。
- 保険・共済金を受領している場合、補助金からの控除額は以下のとおりです。
 - ① 補助対象経費が定額補助上限の1億円以内
 - 保険・共済金額の半額を控除
 - ② 補助対象経費が定額補助上限の1億円超
 - 1億円を超過した補助対象経費において、自己負担額を超えた保険・共済金額の半額を控除

（問2）特定被災事業者（定額補助）はどのような要件を満たせばよいか。

- 以下の①～⑤の要件を全て満たす必要があります。
 - ① 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者
 - ② 過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれにも該当する事業者
 - ア 過去数年以内に発生した災害による事業用資産への被災が証明できる事業者
 - イ 過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者
 - ③ 次のいずれかに該当する事業者
 - ア 過去数年以内に発生した災害の発生日（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあっては令和2年1月28日とする。）以降、売上が20%以上減少している復興途上にある事業者
 - イ 令和6年能登半島地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に必要事項について確認を受けている事業者
 - ④ 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
 - ⑤ 令和6年能登半島地震による災害で施設・設備が被災し、その復旧及び復興を行おうとする事業者

（問3）要件①の「新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者」とは具体的にどのような事業者を指すか。

- 次の①又は②のいずれかに該当する事業者を指します。
 - ① 国の持続化給付金や月次支援金、事業復活支援金、県制度融資などの新型コロナウイルス感染症関係支援策の活用実績があること。
 - ② 令和2年1月から令和5年5月までの任意の月において、売上が前年または前々年、3年前のいずれかの同月に比べ減少していること。

(問4) 問2の②～④「過去数年以内に発生した災害」はどのような災害を指すか。

- 「過去数年以内に発生した災害」は、過去5年以内を目安に発生した、災害救助法の対象となった自然災害を指します。
- 当該災害において、災害救助法が適用されていない市町村に所在する事業所であつても、当該災害により被災したことの証明がなされる場合には対象となります。

※ 過去5年以内に、新潟県で災害救助法が適用された災害は、以下のとおりです。

- ・R1.10.12 令和元年台風第19号(糸魚川市、妙高市、上越市)
- ・R2.12.16 令和2年12月16日からの大雪による災害(南魚沼市、湯沢町)
- ・R3. 1. 7 令和3年1月7日からの大雪による災害(長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市)
- ・R3. 3. 4 令和3年糸魚川市における地すべり(糸魚川市)
- ・R4. 8. 3 令和4年8月3日からの大雨による災害(村上市、胎内市、関川村)
- ・R4.12.17 令和4年12月17日からの大雪による災害(柏崎市、長岡市、小千谷市、魚沼市)
- ・R4.12.22 令和4年12月22日からの大雪による災害(佐渡市、村上市)

(問5) 要件②の「過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者」とは具体的にどのような事業者を指すか。

- 新潟県が実施した被災中小企業等再建支援事業補助金(令和4年8月豪雨)の補助事業者

このほか、

- ・ 市町村や公的機関による支援の活用
- ・ 災害から復旧又は復興等を支援する補助金などの支援の活用
- ・ 日本政策金融公庫等による災害復旧貸付やセーフティネット保証4号の活用
- ・ 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会等による、当該災害を踏まえた、返済猶予等の既往債務の条件変更が行われている場合 など

(問6) 要件③アの売上高比較は具体的にどのように行うのか。

- 令和6年能登半島地震による被災の影響を受ける直前3か月間(令和5年10月～12月)の売上高と、「過去数年以内に発生した災害」による影響を受ける直前3か月間の売上高を比較し、20%以上減少しているか判断します。
- また、売上高について、過去数年以内の災害の発生日が新型コロナウイルス感染症の指定日以降であることから、新型コロナウイルス感染症による売上減少の影響を排除する趣旨で、令和元年10月～12月の売上高との比較も可能とします。
- 時期による売上の変動が大きい事業者は、個別に県にご相談ください。

(問7) 要件④の「過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者」とは。

- 過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けた事業活動に際し、例えば大雨や大雪等で破損した施設等の復旧資金や営業停止・風評被害等に伴う運転資金などを借り入れた場合の債務を指します。

(問8) 過去数年以内に発生した災害時の債務をその後、新型コロナウイルス感染症などの名目で借り換えを行っている場合も対象となるか。

- 借入先である金融機関から「過去数年以内に発生した災害に係る債務を有していることの申出書」によって、過去数年以内に発生した災害時の債務も含む借り換えであることが確認できれば対象となる場合があります。

6 新分野事業について

(問1) 新分野事業とは、どういうものか。

- 従前の施設への復旧では、事業の再開や継続、売上回復が困難な場合に、認定経営革新等支援機関の支援を受けながら新たな需要開拓等を見据えた取組みにより、震災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等の復旧に代えて、新たな施設・設備の整備費用を補助対象とするものです。
- 「従前の施設等への復旧に代えて」とは、従前の施設等が被災を受けた場合に、その復旧は行わず、代わりに新たな施設等の整備を行うことを意味します。したがって、単に新たな施設等を整備する事業はこの対象となりません。

(問2) 新分野事業を行うための要件はなにか。

- 新分野事業を行うための要件は以下の2つです。
 - ① 従前の施設等への復旧では事業再開や継続、被災前の売上まで回復することが困難
 - ② 新分野事業により更なる売上回復を目指すこと

(問3) 「認定経営革新等支援機関」とはどういう機関か。

- 商工会・商工会議所等の支援機関や金融機関など、国が認定している機関となります。
- 「認定経営革新等支援機関」については、次の中小企業庁のホームページに都道府県ごとに掲載されていますので、参考としてください。
(中小企業庁ホーム) <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

(問4) 新分野事業の場合、補助額に上限はあるか。

- 新分野事業に伴う復旧・整備等の場合の補助額は、令和6年能登半島地震の被災時に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率(3/4以内または1/2以内)を乗じた額が上限となります。したがって、実際の工事見積書とは別に、原状回復工事の見積書が必要となります。

(問5) 新分野事業の例はどのようなものがあるか

- 新分野事業を見据えた新たな取組みについての例を示すと、次のような取組が考えられます
 - 食品製造業を営んでいたが、取引先の減少により売上回復が困難なことから、被災した自社工場の一角に自社製品を使った飲食店を開設し、周辺企業の従業員や近隣住民のニーズを取り込むことによる売上の増を目指す
 - 旅館業を営んでいたが、風評被害により観光客が減少し、従前の事業施設の復旧では売上の回復が困難なことから、地域産品を使った商品の開発、製造を行う工場を整備し、販路拡大による売上回復を図る
 - 写真店を営業していたが、写真用プリンターの普及や子供の減少等により売上の回復が困難なため、店舗の一部で焼きたてパンの製造販売を行うことで売上の回復を図る
 - 従業員確保のための宿舍整備(詳細は問7へ)

(問6) 新分野事業の例「生産効率向上のための設備導入」はどのような取組みか。

○ 需要開拓のための増産体制への対応や利益率向上等を目指し、同じ人員で毎時1,000個製造できる設備から毎時1,500個製造できる設備への更新や、毎時の製造個数は変わらないが人員が少なくて済むなど、生産性向上につながる設備の導入などを想定しています。

(問7) 新分野事業の例「従業員確保のための宿舎整備」はどのような取組みか。

○ 新分野事業における新たな取組みを行うに際して、宿舎整備による従業員確保が必要である場合、被災した従前の施設等の復旧に代えて新たな宿舎整備を行うことを想定しています。

7 補助金の変更交付申請について

(問1) どのような場合に変更交付申請が必要か。

○ 次の①～②に該当する場合には、変更交付申請が必要です。

①補助事業の内容に著しい変更が生じる場合(補助対象経費全体額の増額を含む)

②補助対象経費の区分間(施設・設備)の変更額が、いずれか低い額の20%を超える場合

○ 相続や法人の会社合併等により、交付決定後に事業者が変更となる場合は、変更交付申請を行う必要があります。なお、交付決定前の場合は、交付申請を取り下げて、変更後の事業者が新たに交付申請を行います。

○ なお、面積按分がある場合に事業用比率が変わったことにより補助金額の減額があった場合などでも、補助事業に要する経費に変動がなければ変更交付申請は不要です。

○ 変更交付申請が必要かどうかは個別にご相談ください。

(問2) 交付申請時の見積事業者と実際の施工事業者が変わっても良いか。

○ 交付申請時の見積事業者では施工不可などの特別な事情が生じた場合は変更可能です。この場合において、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に補助事業の内容と経費に変更がないことが分かる見積書、施工事業者が変更となった理由書を提出してください。なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

(問3) 設備の入替を行う場合に交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。

○ 交付申請時の設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には変更可能です。この場合において、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に実際に導入する設備についての設備比較証明書及び導入設備が変更となった理由書を提出してください。なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

8 実績報告について

(問1) 実績報告書はいつ提出するか。

- 実績報告書は、全ての施設・設備の工事等が完了し、施工業者等への支払いが完了した日から起算して30日以内、又は、令和9年2月10日のいずれか早い期日までに提出してください。
- 実績報告書の提出は1部で結構ですが、提出後、現地確認の際に必要なとなりますので、必ず控えをご用意ください。

(問2) 実際に補助事業に要した経費が交付決定額を上回った場合は、補助金は増額になるか

- 交付決定額が補助金支払の上限額となりますので、精算額が増額となっても補助金額は増額とはなりません。
- なお、精算額が減額となった場合には、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。

(問3) 発注書や工事契約書は全て提出が必要か。

- 工事金額が少額の場合など、書面にて契約を交わしていない場合は改めて契約書を作成する必要はありません。発注書等、既存の書類で必要なものの写しを提出してください。
- ただし、工事の実績を確認するための写真(施工前・施工後)や請求書、領収書等の支払いを確認する書類は必要です。
- なお、被災状況が分かる写真がない場合には、現状の写真に被災時にどのような状態であったのか、また、どのような応急処理を行ったのか等の補足説明を記載してください。

(問4) 概算払いを希望しているがどのような手続きが必要か。

- 概算払いは、施設・設備単位で工事が完了(支払いまで完了)し、供用開始しているものが対象となります。よって、工事着手前の前払いはできません。また、工事途中の施設・設備について、出来高による支払いもできません。
- 概算払いの請求は、交付決定日から実績報告書提出日までの間で1回行うことが可能です。
- 概算払いの手続は、一部精算する手続きとなりますので、概算払い請求時には、実績報告書に準じた書類の提出が必要となります。
- 概算払い請求時に提出した書類は、実績報告時に再度提出していただくことになりますので、控えを保管しておいてください。
- 概算払いを希望される事業者は、県までご相談ください。

(問5) 実績報告書を提出してからどのくらいで補助金が支払われるか。

- 県では、実績報告書の提出を受けた後、順次、書類審査及び現地確認を行い、補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。
- 補助金の支払いは、額の確定通知後、概ね1か月程度を要します。
- なお、実績報告書の提出が集中する時期には、書類審査等に時間を要する場合があります。